の費用は、所定点数に含まれるものとする。
3　運動療法における運動処方の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。

Ｄ２１１－２　喘息運動負荷試験　800点
注　喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。

Ｄ２１１－３　時間内歩行試験　200点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
2　区分番号Ｄ２００に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号Ｄ２２０からＤ２２３－２までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ２１１－４　シャトルウォーキングテスト　200点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
2　区分番号Ｄ２００に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号Ｄ２２０からＤ２２３－２までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ２１２　リアルタイム解析型心電図　600点

Ｄ２１２－２　携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査　500点

Ｄ２１３　心音図検査　150点

Ｄ２１４　脈波図、心機図、ポリグラフ検査
1　１検査　60点
2　２検査　80点
3　３又は４検査　130点
4　５又は６検査　180点
5　７検査以上　220点
6　血管伸展性検査　100点
注１　数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。
2　脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。
3　検査の実施ごとに１から６までに掲げる所定点数を算定する。

Ｄ２１４－２　エレクトロキモグラフ　260点
（超音波検査等）

通則
区分番号Ｄ２１５（３のニの場合を除く。）及びＤ２１６に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を２回以上実施した場合における２回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

Ｄ２１５　超音波検査（記録に要する費用を含む。）
1　Ａモード法　150点
2　断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）
イ　胸腹部　530点
ロ　下肢血管　450点
ハ　その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）　350点
3　心臓超音波検査
イ　経胸壁心エコー法　880点
ロ　Ｍモード法　500点
ハ　経食道心エコー法　1,500点
ニ　胎児心エコー法　300点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月１回に限り算定する。
2　当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、700点を所定点数に加算する。
ホ　負荷心エコー法　2,010点
4　ドプラ法（１日につき）
イ　胎児心音観察、末梢血管血行動態検査　20点
ロ　脳動脈血流速度連続測定　150点
ハ　脳動脈血流速度マッピング法　400点
5　血管内超音波法　4,290点
注１　２又は３について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号Ｌ００８に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。
2　２について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、200点を所定点数に加算する。
3　心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
4　ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。
5　血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。
6　血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。
7　４のロについて、微小栓子シグナル（ＨＩＴＳ／ＭＥＳ）の検出を行った場合は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。

Ｄ２１５－２　肝硬度測定　200点

Ｄ２１５－３　超音波エラストグラフィー　200点
注　区分番号Ｄ２１５－２に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

Ｄ２１６　サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）　200点
注　負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。

Ｄ２１６－２　残尿測定検査
1　超音波検査によるもの　55点
2　導尿によるもの　45点
注　残尿測定検査は、患者１人につき月２回に限り算定する。

Ｄ２１７　骨塩定量検査
1　ＤＥＸＡ法による腰椎撮影　360点
注　同一日にＤＥＸＡ法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、90点を所定点数に加算する。
2　ＭＤ法、ＳＥＸＡ法等　140点
3　超音波法　80点
注　検査の種類にかかわらず、患者１人につき４月に１回に限り算定する。
（監視装置による諸検査）

Ｄ２１８　分娩監視装置による諸検査
1　１時間以内の場合　480点